行政改革推進法に基づく国債整理基金特別会計の改革の進捗状況

１．特別会計の概要

国債整理基金特別会計は、一般会計又は特別会計からの繰入資金等を財源として公債、借入金等の償還及び利子等の支払いを行う経理を一般会計と区分するために設置された特別会計です。

本特別会計は、一般会計において発行された公債を中心に、国全体の債務の整理状況を明らかにすることを目的とした整理区分特別会計であるとともに、定率繰入れ等の形で一般会計から資金を繰り入れ、普通国債等の将来の償還財源として備える「減債基金」の役割を担っています。

一般会計において発行された公債等は、一般会計からの繰入資金を財源として国債整理基金特別会計から利払いが行われるとともに、一般会計から本特別会計への定率繰入や、本特別会計において発行する借換債の発行収入金等を償還財源として、60年償還ルールにしたがって減債され、本特別会計から償還が行われています。

また、他の特別会計の借入金等の償還・利払い等についても、本特別会計で一元的に経理しています。

２．改革の概要

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年6月2日施行、以下「行政改革推進法」といいます。）第40条において、「国債整理基金特別会計において経理される事務については、その執行に要する費用の節減その他の合理化及び効率化を図るほか、日本銀行に取り扱わせる国債に関する事務の範囲について、平成19年度末までに検討するものとする。」とされています。

３．改革の進捗状況

「特別会計に関する法律」（平成19年4月1日施行）において、カタカナ法を平仮名化するとともに、新たに歳入歳出規定を設ける等の規定の整備を行いました。

また、「行政改革推進法」に基づき、国債に係る手数料を抜本的に見直すことにより、平成19年度は日本銀行に対して支払う起債等事務取扱手数料を、平成20年度には償還手数料及び利払い手数料について大幅に削減しました。

さらに、財務省が行っている事務のうち、平成20年度から新型窓口販売に関する応募金額集計事務を、平成21年度に金利スワップ取引に関する担保管理事務を日本銀行へそれぞれ移管し、日本銀行の取り扱う事務の範囲を拡大しました。

なお、特別会計に関する財務情報については、平成19年度より、別途当省ホームページにおいて開示しています。